三　次に掲げる方策その他の共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資する方策
イ　創業又は新事業の開拓に対する支援に係る機能の強化のための方策
ロ　経営に関する相談その他の共同システム利用金融機関等の取引先の企業（個人事業者を含む。）に対する支援に係る機能の強化のための方策
ハ　早期の事業再生に資する方策
ニ　事業の承継に対する支援に係る機能の強化のための方策
（法第三十四条の十六第三項第七号の共同化措置実施計画の適切な実施を図るために必要な経営体制に関する事項）

第百十五条の十一　法第三十四条の十六第三項第七号に規定する主務省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。
一　第五条第二項第一号から第四号までに掲げる事項
二　共同システム利用金融機関等における業務の合理化及び収益性の向上に資する情報通信技術の効果的な活用のために必要な体制の強化のための方策
三　法第三十四条の十六第三項第八号に規定する資金の経理を適正に行うための体制の確保のための方策
（法第三十四条の十六第三項第八号に規定する共同化措置の実施に要する経費）

第百十五条の十二　法第三十四条の十六第三項第八号に規定する主務省令で定めるものは、金融機関等又は特定法人が共同化措置として実施する次に掲げる行為（他の者と連携して又は共同して行うものを含み、共同化措置実施計画の実施期間内において行われるものに限る。）に要する物件費その他の経費（現金の支出を伴わない経費及び共同化措置実施計画の実施にかかわらず経常的に発生すると認められる経費を除く。）をいう。
一　業務又は業務に関する事務の処理に必要な情報通信技術その他の先端的な技術を活用した施設、設備、機器、装置又はプログラムの導入
二　業務又は業務に関する事務の処理に必要な情報処理システムの整備
三　情報処理システムの設計、開発又は保守に係る契約の解約
四　その他その実施により共同システム利用金融機関等の業務の合理化及び収益性の向上が継続的に図られると見込まれる行為であって、当該共同システム利用金融機関等の利用者の利便の向上又は当該共同システム利用金融機関等が主として業務を行っている地域における経済の活性化に資すると認められるもの
（契約締結申込予定金融機関等に係る記載事項）

第百十五条の十三　法第三十四条の十六第三項第八号に規定する主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。
一　法第三十四条の十六第三項第八号に規定する資金の交付を受けて実施することを予定している共同化措置の内容
二　当該共同化措置に要する経費の額
三　当該共同化措置の開始及び完了の時期
（共同化措置実施計画の公表）

第百十五条の十四　金融庁長官は、内閣総理大臣が法第三十四条の十六第四項の認定をしたときは、同条第六項の規定により、当該認定の日付、当該認定に係る共同化措置実施計画を提出した金融機関等及び特定法人の商号又は名称、当該共同化措置実施計画の内容並びに当該共同化措置実施計画に添付された第百十五条の八第一項第一号に掲げる書類及び同項第二号に掲げる